

大田区立学校施設使用承認書

第 6991 号
2 年 月 日
1 1 6

団体名	71-11 71-11		
代表者氏名	糸田 志宏 様	代表者電話番号	070-6472-1763
代表者住所	郵便番号 144-0045 大田区仲木町3-7-8-114 (郵便番号も必ず記入) 承認証送付先) 大田区仲木町3-2-13-1103 中井 隆哉 070-4112-4716		
申請者氏名	河野 奈夫 様	昼間連絡のつく電話番号	(090) 4775-7571

※申請時に、減免申請をしていない場合、後日減免申請をいただいても減免できません。

使用学校名	大田区立 都南小 学校		
使用施設 (該当するものを○で囲んでください)	① 校庭 2 小学校体育館・中学校第二体育館 3 中学校体育館 (第二体育館を除く。) 4 教室、会議室その他の施設 (64m ² 以下のもの) 5 教室、会議室その他の施設 (64m ² を超えるもの) 6 生涯学習兼地域集会室 (64m ² 以下のもの) 7 生涯学習兼地域集会室 (64m ² を超えるもの) 8 校庭夜間照明 (時間)		
使用日時 (時間は該当するものを○で囲んでください)	R2 年 3 月 8 日 (日) 午前 午後A 午後B 夜間 年 月 14 日 (土) 午前 午後A 午後B 夜間 年 月 28 日 (土) 午前 午後A 午後B 夜間 年 月 日 () 午前 午後A 午後B 夜間 年 月 日 () 午前 午後A 午後B 夜間		
使用目的	軟式少年野球の練習	使用者数	50 人

上記の使用を承認します。

大田区教育委員会 印

施設の使用にあたっては、この承認書及び使用料の領収書を学校に提示し、終了にあたっては、学校に申し出るとともに次のことを遵守してください。

- 1 申請の目的以外に使用しないこと。
- 2 許可時間を守る。なお、使用の準備及び後片づけもこの時間内に行うこと。
- 3 自動車・バイクで来校しないこと。
- 4 学校内は全面禁煙です。
- 5 体育館を使用するにあたっては、室内用運動靴を着用すること。
- 6 使用した施設を清掃し、また、使用に伴い発生したゴミは持ち帰ること。
- 7 特に校庭の使用後はグラウンド整備をすること。
- 8 施設を破損した場合は、学校の指示によりこれを原型に復するかまたは賠償すること。
- 9 使用中のケガ等につきましては、教育委員会は責任を負いません。
- 10 大田区立学校施設の活用に関する条例及び同施行規則を守ること。
- 11 その他施設管理者の指示に従うこと。

注) 学校教育上必要となったとき、あるいは教育委員会が必要と認められた時は、使用を取り消すことがあります。

規定使用料	円
減額割合	10・5・2.5・無
夜間照明料	円
使用料	0 円

38
1/15

26

(0)